

♠ 国税の猶予制度

Q : 国税を納付することができない場合に
納税の猶予制度があるそうですが、どのよう
な内容ですか？

A : 次のような内容です。

【解説】

国税の猶予制度には、①納税の猶予と②換
価の猶予があります。納税の猶予は、次のよう
な制度です。

【納税の猶予の内容】

次の要件のすべてに該当するときは、原則
として、1年以内の期間に限り、納税の猶
予が認められる場合があります。

- ① 次のいずれかに該当する事実があること
 - A. 納税者が次の財産につき、震災、風水害、
落雷、火災その他の災害をうけ、又は盗
難にあったこと
 - B. 納税者又はその者と生計を一にする親
族が病気にかかり、又は負傷したこと
 - C. 納税者がその事業を廃止し、又は休止
したこと
 - D. 納税者がその事業につき著しい損失を
受けたこと
 - E. 納税者に上記AからDに類する事実があ
ったこと
 - F. 本来の期限から1年以上経過した後に、
修正申告などにより納付すべき税額が
確定したこと
- ② 猶予該当事実に基づき、納税者がその納付
すべき国税を一時に納付することができ
ないと認められること
- ③ 申請書が提出されていること
- ④ 原則として、担保があること

